

県では、平成23年4月を目途に、県立病院の地方独立行政法人化に向けた検討・準備を進めています。

今回は独法化意見箱や職員説明会などに寄せられた中から、主な御質問についてお答えします。



そこが知りたい!

独法化への 5つの質問

1 独法化は民営化とは違うのですか？



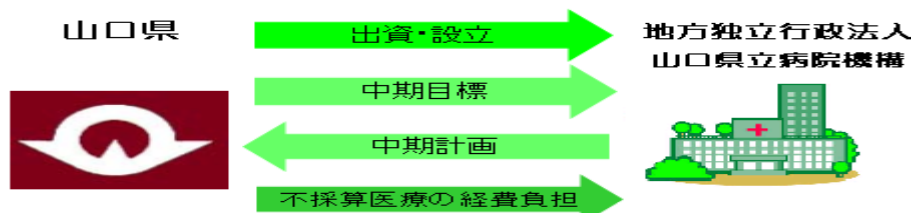
独法化は民営化ではありません。

独法は、公的なサービスを確実に実施するために、地方独立行政法人法に基づいて県が100%出資して設立する法人です。

地方独立行政法人制度においては、県が独法に対して、業務運営に関して達成すべき「中期目標」を示し、その目標を実現するための「中期計画」を法人が作成し、県が認可する仕組みとなっています。なお、県が中期目標を示したり、中期計画の認可を行う場合には、県議会の議決が必要です。

また、県は毎年度、独法の実績について評価を行うなど、引き続き、大きく関与していくことになります。

したがって、独法は県とは別の法人となりますが、民営化とは異なります。



2 経営至上主義で不採算医療をやめることはないのですか？

県立2病院の役割は独法化後も変わることはありません。



県立2病院は、県の保健医療計画等において、周産期医療、へき地医療、災害時医療、感染症医療、精神科救急医療などの分野で本県の中核的な役割を果たすこととされていますが、これらの役割は、独法化後も変わることはありません。

なお、現在、へき地医療や周産期医療、精神科救急医療など不採算医療の提供に必要な経費については、法律の定めによって県が負担していますが、独法においても、その仕組みは変わりません。

3

独法化のメリットとデメリットは何ですか？

スタッフの増員により、質の高い医療が提供できるようになります。その一方で、独法化による新たなコストの発生などの課題もあります。

例えば、7対1看護基準のように、患者サービスの向上に加え、収益の向上が期待できる取組であっても、職員の増員を伴うものは、県の組織のままで取り組むことは困難です。

地方独立行政法人では、県から独立した組織として職員の採用・配置について、業務量と経営の状況を考慮しながら、柔軟に対応できるようになりますので、医師をはじめとしたスタッフの増員などによって、収入を確保しながら、質の高い医療を県民に提供できるものと考えています。

ただし、独法化に伴い、電算システムの整備など新たなコストが発生するなどの課題もあると考えています。



4

独法化後に7：1看護などに取り組むと言われていますが、職員は本当に確保できるのですか？

人材確保に向けた様々な取組を行っています。

職員の確保については、独法化に当たっての最重要課題と認識しています。

このため、平成20年度からは採用試験の年齢制限を引き上げるなど応募要件を見直し、多数の受験者を確保できるようにしました。

さらに、今年度からは県外での就職説明会への出展、新聞折込広告への職員募集の掲載など、新たな取組も積極的に行っているところです。

こうした取組によって、10月1日付け採用で看護師を一定程度増員する予定であり、来年4月1日付け採用の受験者も相当数確保できたところです。

5

独法化すると給料や手当が下がってしまうのですか？

独法移行時点は県準拠とします。



給料や手当などの処遇については、独法移行時点では県準拠とすることにしています。

独法へ移行した後の給与などの勤務条件については、独法において決定されることとなりますが、人材の確保・定着が最も重要でありますので、県としても、引き続き、適正な処遇が確保されることが必要であると考えています。

《御意見をお寄せください》

県では、県立病院の独法化に関して、職員の皆さんの御意見を受け付けています。皆さんからいただいた御意見・御質問は、できる限りこのニューズレター等を通じてお答えするとともに、法人化委員会において報告するなど、検討に活かしていきますので、忌憚のない御意見をお寄せ下さい。

(提出先: : 各病院事務局に設置の独法化意見箱)

NewsLetter

～山口県立病院の独法化について～第14号

発行：健康福祉部医務保険課県立病院班

T E L : 083-933-2910

F A X : 083-933-2939

E-mail : a15100@pref.yamaguchi.lg.jp

